

自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）に関するQ&A

～制度・指導内容・就学相談に関するおたずねにお答えします～

No.	質問	回答
1	「自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)」はどういう学級ですか。	知的発達に遅れがなく、自閉症又は情緒障がいがあり、特別支援教室（サポートルーム）の巡回指導では課題の改善が難しい等の児童のために、小集団（1学級8人編制）で継続的に指導を行う固定の学級です。
2	入級対象はどのような児童ですか。	知的発達に遅れがなく、次のいずれかに該当する児童です。 ① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので、 ② 主として心理的な要因による選択性（場面）かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので
3	特別支援教室（サポートルーム）の利用が前提となりますか。	前提ではありません。自閉症や情緒障がいがあっても特別支援教室を利用できない児童も対象です。ただし、特別支援教室を利用している場合は、巡回指導では課題の改善が困難である児童が対象となります。
4	いつ、どこに設置されますか。	令和6年4月に大田区立大森東小学校（大田区大森東 1-29-1）に設置されます。 入級する場合は、在籍小学校から転校することになります。
5	どのようなカリキュラムで学習するのですか。なにか特別な学習があるのですか。	基本的に通常の学級と同様の教育課程ですが、一部を障がい特性に応じた「自立活動」に替えて実施します。また、教科によっては、通常の学級の児童と一緒に「交流及び共同学習」として学習します。
6	自立活動とはどのようなものですか。	個々の児童が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動です。障がいの状態や心身の発達段階等に合わせて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の自立活動の一部を選んで指導します。
7	行事や校外学習などはありますか。どのように実施するのですか。	行事や校外学習（宿泊を伴うものも含む）は、通常の学級の児童と一緒に「交流及び共同学習」として行います。いずれの行事・校外学習も、在籍する児童の障がいの特性に応じ、負担のないように内容を調整した上で実施します。

8	通学区域はありますか。	令和6年度は区内で1校設置するため、区内全域となります。
9	登下校時の送迎は必要ですか。	児童の安全確保のために、保護者等の送迎は必須です。送迎にあたっては、公共交通機関をご利用ください。
10	入級を希望する場合は、どのようにすればよいですか。	自閉症・情緒障害特別支援学級は就学相談の受付期間が決まっています。受付期間内に電話で教育センターに就学相談を申し込んでください。
11	教育センターとの就学相談の際に保護者が準備するものはありますか。	入級対象(No.2に記載)であることが確認できる、診断書又は障害者手帳をご準備ください。
12	来年(令和6年4月)就学する児童は、入級できますか。	小学校に入学後、学校と相談のうえ、入級を検討してください。
13	大田区以外で自閉症・情緒障害特別支援学級に通っていた児童が転入した場合は入級できますか。	令和6年度の利用児童は、令和5年の申込期限までに、大田区立小学校に在籍している児童を対象とします。転入時は通常の学級に在籍した後、学校に相談してください。
14	入級後に、通常の学級への転学(固定学級の利用をやめて、通常の学級に通うことにする)はできますか。その場合、何か手続きや基準がありますか。	障がいによる課題の改善が見られた場合は、転学による児童への負担を考えながら、通常の学級への転学等を、固定学級のある学校、住所によって定められた指定校と保護者で検討します。一人ひとりの状況を個別に検討しますので、一律の基準はありません。
15	自閉症・情緒障害特別支援学級から通常の学級への転学は、学級と同じ学校の通常の学級になりますか。それとも、学区域で定められた指定校の通常の学級でしょうか。	原則として、住所によって定められた指定校の通常の学級となります。ただし、教育委員会が定める指定校変更審査基準の事由に該当し、希望校の学校施設の収容状況等に問題がない場合は、指定校変更の申請をお受けします。
16	保護者向けの説明会がありますか。	令和5年5月23日(火)に、大森東小学校において保護者向けの説明会を行います。学校を通じて案内します。